

鈴鹿市上下水道局公告第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により次のとおり  
鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定をしたので、鈴鹿市上下水道局指定  
給水装置工事事業者規程（令和元年鈴鹿市上下水道局管理規程第6号）第6条の規定  
により公告する。

令和8年4月30日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

名称	所在地	指定年月日
株式会社クラフト	愛知県豊田市大林町十二丁目3-3 OBAYASHIBASE2号	令和8年4月30日